

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項に基づき、長野市長、長野市選挙管理委員会及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年6月29日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	近	藤	満里
同	宮	崎	治夫

措置の通知

令和3年度 随時監査(工事監査・後期) (3 監査第 148 号) 分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 高所作業の安全対策について (報告書 3 ページ)</p> <p>神田川橋梁撤去工事の施工写真を確認すると、高さ3から4メートル程度のコンクリート型枠脱型作業において、高所作業車に乗った作業員が安全帯等を使用せずに作業を行っていた。</p> <p>労働安全衛生規則第 194条の22では、「高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならぬ。」と規定されている。</p> <p>厚生労働省の統計資料によると、建設業における労働災害(死亡災害)の中で「墜落・転落事故」が一番多く、約半分を占めている状態であり、不安定で墜落の危険が非常に高い作業と考えられる。上記規則に沿った安全対策の徹底を図り、現場を監督されたい。</p> <p>(道路課)</p> <p>2 粉じん障害に対する安全対策について (報告書 3 ページ)</p> <p>戸隠北 198号線(下楠川2)道路防災工事の施工写真を確認すると、吹付法面取壊し工において、作業員が防じんマスク等を装着せずに作業を行っていた。</p> <p>粉じん障害防止規則第27条では、「事業者は粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(防じんマスク等)を使用させなければならぬ。」と規定されている。</p> <p>前述の作業は、作業員の粉じん障害防止の観点からも危険な作業と考えられる。上記規則に沿った安全対策の徹底を図り、現場を監督されたい。</p> <p>(維持課北部土木事務所)</p>	<p>当該工事については、高所作業にもかかわらず、安全帯の使用をせず、現場作業員が労働災害の発生防止措置を怠っていた。</p> <p>当該業者に改めて指導するとともに、監督業務担当職員の安全意識向上のため、職場内研修時において危険事例として報告し、情報の共有を図り再発防止の徹底を図った。</p> <p>(道路課)</p> <p>本作業においては、呼吸用保護具の着用が必要な作業であり、当該現場において実施した散水は防塵対策として十分ではなかった。これは現場作業の安全に対する配慮が不足していたもので、諸法令を遵守し現場作業の安全に対する意識向上を図るため、現場立会いや、打ち合わせ時に受注者への指示を徹底した。</p> <p>(維持課北部土木事務所)</p>

措置の通知

令和3年度 随時監査(工事監査・後期) (3 監査第 148 号) 分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p>(意見)</p> <p>1 普通財産の耐震工事に伴うテナントに対する補償について (報告書 3～4 ページ)</p> <p>もんぜんぷら座の耐震工事に伴い、1階の窓ガラス部分を耐震壁に変更する必要が生じ、入居しているテナントの窓看板が支障となり撤去することになったため、テナントとの協議に基づき、耐震工事終了後に市が同等の看板を工事発注し、現物補償を行っていた。</p> <p>賃貸借契約書第12条では、看板の取付け、広告用垂幕、窓ガラスに文字等の記入をすることその他前記に準ずる原状の変更をするときは、借主は市の承諾を得るものとし、その費用は借主の負担とすると規定されている。</p> <p>本件の場合、市が看板設置工事を行うのではなく、テナントに対して金銭で補償を行い、テナントが自ら看板を設置するのが妥当であったと考えられる。</p> <p>当契約書第17条では、借主の原状回復義務が規定されているが、市が看板を工事発注して現物補償を行ったことにより、看板の所有権が市にあるものと判断されるため、看板の維持管理やテナント退去時の原状回復(看板撤去)の費用負担区分などに疑義を生じる恐れがある。このため、市の新たな負担が生じないよう、これらについて書面で明確に定めておく必要がある。</p> <p>今後の普通財産の貸付けの際に生じる補償対応については、将来の市の負担が生じないよう適切に対応されたい。</p> <p>(市街地整備課)</p>	<p>現物補償に伴う当該工事の瑕疵担保期間満了後、速やかに物品譲渡覚書を取り交わし、譲渡後の所有及び管理責任の所在が市にないことを明確にする。</p> <p>(まちづくり課)</p>